

水と緑の南摩の里整備事業

事業者選定基準

栃 木 県

令和4年12月

1. 総則

1.1. 本書の位置づけ

「水と緑の南摩の里整備事業 事業者選定基準」(以下「選定基準」という。)は、栃木県(以下「県」という。)が、水と緑の南摩の里整備事業(以下「本事業」という。)への提案を検討する民間事業者を対象に公表するものであり、「募集要項」と一体のものとして位置付けられるものである。

本選定基準は、県が本事業の設計業務、建設業務、工事監理業務を実施する事業者(以下、「選定事業者」という。)に対し期待する内容を示し、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者、次順位交渉権者を決定するための基準を示すものである。

1.2. 審査体制

審査は、県の職員から構成する水と緑の南摩の里整備事業事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置して行う。

2. 審査方法

2.1. 審査方法及び選定事業者の選定方法

応募者から提出された参加資格に関する書類及び企画提案書に対し、資格要件、要求水準への適合、事業計画、施設計画の提案内容及び価格に関する提案を総合的に評価することにより審査を行う。

選定委員会は、本書に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案及び次点を選定する。

選定委員会による審査結果を踏まえ、県は、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定する。その後、県は、優先交渉権者と契約協議を行い、選定事業者を選定する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次順位優先交渉権者と協議し、選定事業者を選定する。

2.2. 審査の手順

審査は、以下の(1)、(2)の手順で実施する。

(1) 資格審査

- ・ 第一次審査として応募資格の有無を確認する。

(2) 提案審査

- ・ 第二次審査として応募者からの提案内容を審査する。
- ・ 提案審査は「基礎審査」と「総合審査」から構成する。
- ・ 「基礎審査」では、提案価格及び提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。なお、「基礎審査」の結果について点数化は行わない。
- ・ 「総合審査」では、提案内容及び提案価格を本書に示す評価基準に従い点数化し、その合計点（総合評価点）により総合的に評価する。

2.3. 選定フロー

募集要項等の公表から優先交渉権者決定までの流れを下図に示す。

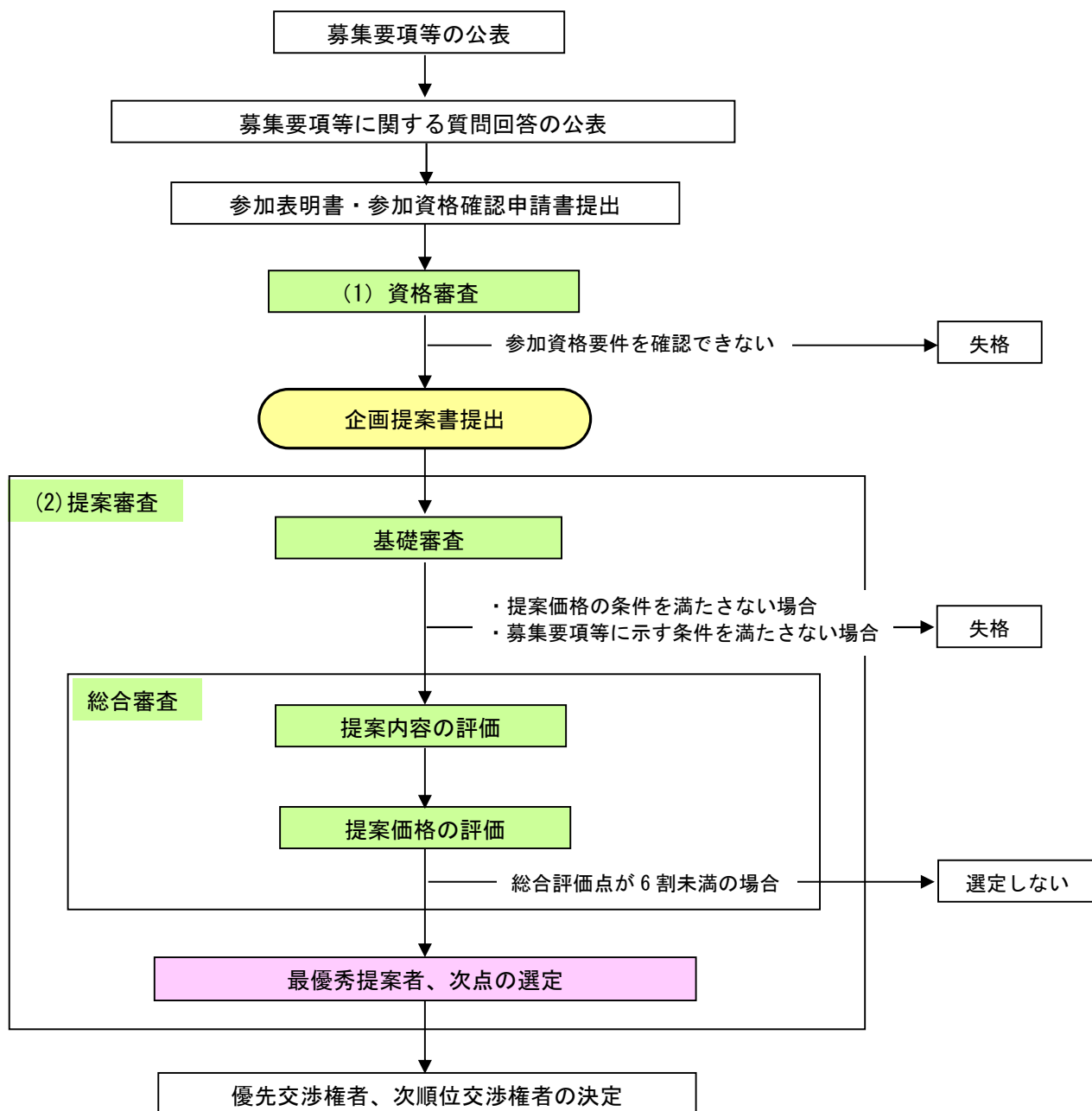


図 1 選定フロー

2.4. 審査結果の公表

資格審査の結果は、各応募者に個別に通知する。提案審査の結果については各応募者へ個別に通知するほか、結果の概要、審査講評を県のホームページに公表する。

3. 資格審査

資格審査では、応募者から提出される資格審査に関する提出書類を基に、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。本審査における確認内容は下表のとおりとする。

表1 資格審査における確認内容

区分	確認内容	対象様式
応募者の構成等	1) 応募者は、設計企業、建設企業、工事監理企業で構成されていること。	様式2-1、 2-4～2-13
	2) 代表企業、構成企業が明らかであり、各企業の業務範囲が明確であること。	
	3) 「分担施工方式」による「設計・施工共同企業体」を結成していること。	
	4) 建設業務を行う建設企業は、「共同施工方式」により、栃木県建設共同企業体取扱要領に規定する「特定建設工事共同企業体」を結成していること。	
	5) 代表企業は構成企業の中で「分担施工方式部分」の出資比率が最大である者であって、かつ「共同施工方式部分」における出資比率が最大の者であること。	
	4) 「共同施工方式部分」における構成員数は3者までであること。また、構成は代表企業及びその他の構成企業から結成され、代表企業は1者であること。	
	6) 「共同施工方式部分」における構成企業の組合せは、原則として等級格付けが栃木県建設工事請負業者選定要綱第4条に規定するS A等級又はA等級に属する者の組合せとしていること。 ※ただし、発注者が十分な施工能力を有し、施工技術上特段の必要があり、適正な共同施工が確保できると認めるときは、B等級に属する者を含めた組合せとすることができる。	
	7) 「共同施工方式部分」の構成企業当たりの出資比率の最小限度基準は、20%以上であること	
	8) 建設企業と工事監理企業は、兼務していないこと。また、資本金面若しくは人事面において関連が無いこと。	
9) 応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと		
全般	1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。	様式2-2
	2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。	

区分	確認内容	対象様式
	3) 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。	
	4) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 30 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等及び同条例第 6 条に定める暴力団密接関係者に該当しない者であること。	
	5) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。	
	6) 本事業のアドバイザー業務に関与した者（八千代エンジニアリング株式会社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。	
	7) 最近 1 年間に於いて国税、都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。	
	8) 選定委員会の委員が所属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係のある者でないこと。	
建築施設設計企業	1) 建築施設設計企業は、募集要項に示す建築施設設計企業の参加資格要件 a. ～c. を満たしていること。	様式 2-2、 2-5
基盤施設設計企業	1) 基盤施設設計企業は、募集要項に示す基盤施設設計企業の参加資格要件 a. b. を満たしていること。	様式 2-2、 2-6
アクティビティ施設設計企業	1) アクティビティ施設設計企業は、募集要項に示すアクティビティ施設設計企業の参加資格要件 a. b. を満たしていること。	様式 2-2、 2-7
建築施設建設企業	1) 建築施設建設企業は、募集要項に示す建築施設建設企業の参加資格要件 a. ～c. を満たしていること。	様式 2-2、 2-8
基盤施設建設企業	1) 基盤施設建設企業は、募集要項に示す基盤施設建設企業の参加資格要件 a. ～c. を満たしていること。	様式 2-2、 2-9
アクティビティ施設建設企業	1) アクティビティ施設建設企業は、募集要項に示すアクティビティ施設建設企業の参加資格要件 a. b. を満たしていること。	様式 2-2、 2-10
建築施設工事監理企業	1) 建築施設工事監理企業は、募集要項に示す建築施設工事監理企業の参加資格要件 a. ～c. を満たしていること。	様式 2-2、 2-11
基盤施設工事監理企業	1) 基盤施設工事監理企業は、募集要項に示す基盤施設工事監理企業の参加資格要件 a. b. を満たしていること。	様式 2-2、 2-12
アクティビティ施設工事監理企業	1) アクティビティ施設工事監理企業は、募集要項に示すアクティビティ施設工事監理企業の参加資格要件 a. b. を満たしていること。	様式 2-2、 2-13

4. 提案審査

4.1. 基礎審査

基礎審査では、企画提案書について提案価格が募集要項に示す上限額以内であるか否か、また、提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。全ての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。

提案価格に関する確認内容は以下のとおりとし、上限額を超える応募者は失格とする。

- 設計・建設に係る業務費

募集要項に示す設計・建設に係る業務費（＝基準価格）

4.2. 総合審査

(1) 総合審査の方法

総合審査では提案価格と提案内容の2つの面から評価を行う。

提案価格の評価点が20点満点、提案内容の評価点が80点満点の合計100点満点で評価する。また、総合評価点が同点となった場合には、提案内容の評価点が高い応募者を最優秀提案とする。

総合評価点が6割未満の場合は、選定しない。なお、参加事業者が1者の場合は、「提案内容の評価」のみを対象とする。

選定委員会は、総合審査の過程において各応募者に対しプレゼンテーション・ヒアリングを実施する。

プレゼンテーション・ヒアリングは令和5年4月を予定しているが、詳細については企画提案書受付後に改めて県から各応募者に連絡する。

(2) 提案価格の評価

提案価格は、本施設の設計・建設に係る業務について20点を配点し、以下を提案評価額とする。

【提案評価額】 「本施設の設計・建設に係る業務」 ：設計業務・建設業務・工事監理業務

※金額は、全て税抜とする。

提案評価額の点数化方法を以下に示す。なお、点数化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表 2 価格審査の項目及び配点

審査項目（評価の視点）	配点	点数化方法
「設計業務・建設業務・工事監理業務 業務費」（円）	20点	最も低い提案評価額を満点とし、他の提案評価額については、次の式にて算定 点数 = (最低提案評価額 ÷ 提案評価額) × 20

※詳細な算定式については、「様式集」の様式7-2～7-4で示す。

(3) 提案内容の評価

提案内容は、次項「(4) 評価項目及び配点」に基づき、下表の採点基準により選定委員会が評価項目ごとに点数化し、各委員の平均点を提案内容の評価点とする。なお、点数は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表 3 提案内容の評価における採点基準

評価	評価内容	採点基準
A	提案内容が非常に優れている	配点×1.00
B	提案内容がやや優れている	配点×0.80
C	提案内容が普通である	配点×0.60
D	提案内容がやや劣っている	配点×0.40
E	提案内容が劣っている	配点×0.20

(4) 評価項目及び配点

1) 事業計画に関する事項【20点】

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	事業 コンセプト	1) 本事業の目的、事業コンセプト及び県の水源地域の活性化の取組みについて十分に理解し、それを具体的に展開する提案がなされている。 2) 事業対象地の将来像がイメージできる具体的で明快な提案となっている。 3) その他、優れた提案が含まれている。	5	様式 4-2
2	事業実施 体制	1) 事業期間中、確実かつ円滑に実施できる体制が構築されている。 2) 円滑な事業実施に十分な実績を有している。 3) 共同企業体内における役割分担が明確かつ適正で、着実な事業実施が期待できる。 4) 県との円滑なコミュニケーションが図られる体制となっている。 5) その他、優れた提案が含まれている。	10	様式 4-3
3	地域経済 への配慮・ 貢献	1) 本事業における各業務等において、県内企業を積極的に活用するなどの配慮がなされている。 2) 県内から積極的に資機材や備品、消耗品等を調達することや、スタッフを雇用するなどの配慮がなされている。 3) 本事業の実施にあたって、地域との積極的なコミュニケーションや地域との連携、障がい者の雇用等について、積極的かつ具体的に提案されている。 4) その他、優れた提案が含まれている。	5	様式 4-4
小計			20	

2) 設計・建設業務に関する事項【60点】

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
1	景観、防災・防犯、ユニバーサルデザインへの配慮等	1) 上位関連計画や南摩ダム周辺地域の景観に十分配慮したデザインとなるよう、具体的な工夫が提案されている。 2) 全ての利用者が安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮されている。 3) 防災性、防犯性、感染症対策等に配慮し、利用者が安全に利用できるような施設や設備等が提案されている。 4) その他、優れた提案が含まれている。	5	様式 5-2
2	環境・ライフサイクルコストへの配慮等	1) メンテナンス性に優れた施設や設備等が計画されている。 2) 省エネルギー・省資源に取り組み、自然採光・自然通風の有効活用を図るほか、将来的な可変性といった維持管理しやすい施設とするなど、ライフサイクルコスト縮減への配慮が提案されている。 3) その他、優れた提案が含まれている。	5	様式 5-3
3	【アクティビティゾーン】 ジップライン 吊り橋 アクティビティ施設	1) アクティビティゾーンの一体感の演出や周辺環境・景観に調和したデザインとなるよう、具体的な工夫や配慮が提案されている。 2) 利用者の安全性や快適性、利用しやすさ、円滑な移動等に配慮し、工夫した吊り橋アクティビティ施設、ジップライン、ジップライントワー等が計画されている。 3) 来訪者を引き込む空間づくりや効果的なサイン等の工夫が提案されている。 4) 維持管理や運営に配慮した施設・設備等の工夫が提案されている。 5) その他、優れた提案が含まれている。	10	様式 5-4、 6-1～6-5
4	【アクティビティゾーン】 ビジターセンター 広場・駐車場	1) ダム管理棟敷地の一体感の演出や周辺環境・景観に調和したデザインとなるよう、具体的な工夫や配慮が提案されている。 2) 利用者の安全性や快適性、利用しやすさ、円滑な移動等に配慮し、工夫したビジターセンター、及び付随する広場・駐車場等が計画されている。 3) 来訪者を引き込む空間づくりや効果的なサイン等の工夫が提案されている。 4) 維持管理や運営に配慮した施設・設備等の工夫が提案されている。 5) その他、優れた提案が含まれている。	10	様式 5-5、 6-6～6-12
5	【アクティビティゾーン】 園路・管理用道路等	1) アクティビティゾーンの一体感の演出や周辺環境・景観に調和したデザインとなるよう、具体的な工夫や配慮が提案されている。 2) 利用者の安全性や快適性、利用しやすさ、円滑な移動等に配慮し、工夫した園路・管理用道路・法面保護等が計画されている。	10	様式 5-6、 6-13～6-16

項目		評価の視点	配点	主たる対象様式
		3) 来訪者を引き込む空間づくりや効果的なサイン等の工夫が提案されている。 4) 維持管理や運営に配慮した施設・設備等の工夫が提案されている。 5) その他、優れた提案が含まれている。		
6	森林体験ゾーン	1) 鹿沼市が整備計画中の水源地域振興拠点施設との一体感の演出や周辺環境・景観に調和したデザインとなるよう、具体的な工夫や配慮が提案されている。 2) 利用者の安全性や快適性、利用しやすさ、円滑な移動等に配慮し、工夫した森林体験園路、管理用道路、広場（多目的エリア）等が計画されている。 3) 来訪者を引き込む空間づくりや効果的なサイン等の工夫が提案されている。 4) 維持管理や運営に配慮した施設・設備等の工夫が提案されている。 5) その他、優れた提案が含まれている。	10	様式 5-7、6-17～6-20
7	施工計画 業務計画	1) 本事業の工程及び本事業で整備する各施設の建設が整合した適切な工程計画となっている。 2) 安全かつ確実な工程及び施工計画への配慮がなされ、効率的かつ安全管理が確保された適切なものである。 3) 工事期間中の騒音、振動等の近隣住民等への配慮や、付近の利用者・通行者の安全確保等、周辺環境への配慮について具体的な方法が提案されている。 4) 南摩ダム整備事業の工事との輻輳への対応等、円滑に工事を進めるための提案がなされている。 5) 品質の確保について、具体的な方法が提案されている。 6) その他、優れた提案が含まれている。	10	様式 5-8 6-21、6-22
小計			60	

(5) 総合審査による最優秀提案の選定

提案内容及び提案価格の評価による得点の和（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として、2番目に高い提案を次点として選定する。

5. 優先交渉権者の決定

県は、選定委員会における最優秀提案及び次点の選定結果をもとに、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定する。